平成２５年（フ）第１号
埼玉県秩父市寺尾2449番地６
債務者　千嶋　　浩
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
三重県津市久居明神町1180番地９
債務者　小掠真智子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５８１号
京都市中京区間之町通御池上る高田町503番地　花柳ビル４－Ｇ
債務者　中田有利子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０５号
京都市山科区東野門口町13番地１　山科ハイツ202号室
債務者　河内誠一郎
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２２号
京都府相楽郡和束町大字中小字平田77番地の19
債務者　岡田　　勇
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４９号
京都市伏見区西柳町550番地　ハイツ・ベルセイム206号
債務者　大江　　寛
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８４号
京都市伏見区桃山町泰長老76番地１
債務者　協立電気こと　柚木　　博
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８６号
京都市伏見区桃山町泰長老76番地１
債務者　柚木　　勉
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８７号
京都市伏見区桃山町泰長老76番地１
債務者　柚木　静子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
京都市上京区出水通千本東入尼ケ崎横町351番地７　シティーハイツ永島202号
債務者　大西　　登
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９号
兵庫県姫路市飾磨区阿成16番地89
債務者　丸尾　貴志
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２１号
兵庫県姫路市広畑区本町１丁目９番地ローヤルハイツ305号、従前の住民票上の住所兵庫県姫路市大津区恵美酒町１丁目42番地３
債務者　濱田小百合
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１２０９号
広島県東広島市黒瀬町楢原518番地６
債務者　藤村　　昇
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８５号
広島県安芸郡海田町三迫２丁目８番69号
債務者　藤原　　保
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４９号
福岡市博多区博多駅東２丁目18番20―1002号
債務者　阪本　利憲
１　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７６号
佐賀県佐賀市木原２丁目23番26号
債務者　リメーキングカスタムペイントＳＡＹ－Ｚこと　中山　誠二
１　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
北海道苫小牧市川沿町４丁目７番14号　ウエストリバーサイドＢ103号
債務者　福居　千晴
１　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３号
石川県輪島市里町25部54番地
債務者　白米　陽子
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
金沢地方裁判所輪島支部